

青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する

平成 19 年 3 月 19 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県条例第 9 号

青少年のための環境浄化に関する条例の一部を改正する条例

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和 54 年岩手県条例第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 [略]</p> <p>第 4 章～附則 [略]</p> <p>（図書類の販売等の自主規制）</p> <p>第 3 条 図書類の<u>販売又は貸付け</u>を業とする者（以下「図書類販売業者等」という。）は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、又は見せないように努めなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>2 テープ類の<u>販売又は貸付け</u>を業とする者（以下「テープ類販売業者等」という。）は、テープ類の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該テープ類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聞かせないように努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p>	<p>目次</p> <p>第 1 章～第 3 章 [略]</p> <p><u>第 3 章の 2 インターネット利用環境の整備（第 19 条の 2）</u></p> <p>第 4 章～附則 [略]</p> <p>（図書類の販売等の自主規制）</p> <p>第 3 条 図書類の<u>販売若しくは貸付け</u>を業とする者又は<u>図書類を読ませ、若しくは見せることを業とする者</u>（以下「図書類販売業者等」という。）は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、又は見せないように努めなければならない。</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p><u>（3） 青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの</u></p> <p>2 テープ類の<u>販売若しくは貸付け</u>を業とする者又は<u>テープ類を見せ、若しくは聞かせることを業とする者</u>（以下「テープ類販売業者等」という。）は、テープ類の内容の全部又は一部が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該テープ類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聞かせないように努めなければならない。</p> <p>3 [略]</p>

(自動販売機への図書類等の収納の自主規制)

第4条 自動販売機による図書類、テープ類又はがん具刃物類（以下「図書類等」という。）の販売を業とする者（以下「自動販売機図書類等販売業者」という。）は、図書類又はテープ類にあってはその内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき、がん具刃物類にあってはその形状、構造若しくは機能が同項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は青少年が所持し、若しくは使用することにより人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該図書類等を自動販売機に収納しないように努めなければならない。

(不健全な図書類の指定及び販売の制限等)

第10条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定することができる。

(1)・(2) [略]

2 前項各号のいずれかに該当する図書類のうち、次の各号のいずれかに該当する図画又は写真で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が総ページの3分の1以上を占めるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。

(1)～(3) [略]

(自動販売機等への図書類等の収納の自主規制)

第4条 物品の販売又は貸付けに従事する者と客とが直接に対面（電気通信設備を用いて送信された画像によりモニター画面を通して行うものを除く。）をすることなく、販売又は貸付けをすることができる自動販売機又は自動貸出機（以下「自動販売機等」という。）による図書類、テープ類又はがん具刃物類（以下「図書類等」という。）の販売又は貸付けを業とする者（以下「自動販売機等業者」という。）は、図書類又はテープ類にあってはその内容の全部又は一部が前条第1項各号のいずれかに該当すると認めるとき、がん具刃物類にあってはその形状、構造若しくは機能が同項各号のいずれかに該当すると認めるとき又は青少年が所持し、若しくは使用することにより人の生命、身体若しくは財産に対し危害を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該図書類等を自動販売機等に収納しないように努めなければならない。

(不健全な図書類の指定及び販売の制限等)

第10条 知事は、図書類の内容の全部又は一部が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該図書類を青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとして指定することができる。

(1)・(2) [略]

(3) 著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な成長を阻害するおそれのあるもの

2 前項第1号又は第2号に該当する図書類のうち、次の各号のいずれかに該当する図画又は写真で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定めるものを掲載するページ（表紙を含む。以下同じ。）が10ページ以上又は総ページの10分の1以上を占めるものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。

(1)～(3) [略]

3 図書類販売業者等は、前2項の規定に基づき指定された図書類（以下「指定図書類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、読ませ、又は

3 図書類販売業者等は、前2項の規定に基づき指定された図書類（以下「指定図書類」という。）を他の図書類と区分して陳列しなければならない。

4 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、容易に監視できる場所又は区画された場所に区分して陳列し、青少年が閲覧しないように努めなければならない。

5 [略]

6 図書類販売業者等は、第3項の規定により区分して陳列した指定図書類を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

7～9 [略]

10 図書類販売業者等は、前項の規定に基づく命令を受けた後、当該指定図書類を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

11 [略]

（不健全なテープ類の指定及び販売の制限等）

第10条の2 前条第1項各号のいずれかに該当するテープ類（音声のみが記録されているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する場面で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの若しくは当該場面の数が総場面数の3分の1以上を占めるもの又はテープ類の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。

(1)～(3) [略]

2 テープ類販売業者等は、前項及び次項において準用する前条第1項の規定に基づき指定されたもの（以下「指定テープ類」という。）を青少年に販売し、又は貸し付けてはならない。

3 前条第1項及び第11項の規定は、テープ類に準用する。この場合において、同条第11項中「第1項の規定に基づく指定及び第8項の規定に基づく

見せてはならない。

4 図書類販売業者等は、指定図書類を他の図書類と区分して陳列しなければならない。

5 図書類販売業者等は、指定図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、容易に監視できる場所又は区画された場所に区分して陳列し、青少年が閲覧しないように努めなければならない。

6 [略]

7～9 [略]

10 [略]

（不健全なテープ類の指定及び販売の制限等）

第10条の2 前条第1項第1号又は第2号に該当するテープ類（音声のみが記録されているものを除く。）のうち、次の各号のいずれかに該当する場面で知事が岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴いて規則で定めるものの描写の時間が合わせて3分を超えるもの若しくは当該場面の数が10場面以上若しくは総場面数の10分の1以上を占めるもの又はテープ類の製作若しくは販売を行う者で構成する団体で知事が指定するものが審査し、青少年の視聴を不相当としたものは、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものとする。

(1)～(3) [略]

2 テープ類販売業者等は、前項及び次項において準用する前条第1項の規定に基づき指定されたもの（以下「指定テープ類」という。）を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、見せ、又は聞かせてはならない。

3 前条第1項及び第4項から第10項までの規定は、テープ類に準用する。この場合において、これらの規定中「図書類販売業者等」とあるのは「テー

公表」とあるのは、「第10条の2第3項において準用する第10条第1項の規定に基づく指定」と読み替えるものとする。

(不健全ながん具刃物類の指定及び販売の制限等)

第10条の3 [略]

2・3 [略]

4 第10条第11項の規定は、がん具刃物類に準用する。この場合において、同項中「第1項の規定に基づく指定及び第8項の規定に基づく公表」とあるのは、「第10条の3第1項の規定に基づく指定」と読み替えるものとする。

(自動販売機への指定図書類等の収納の禁止)

第11条 自動販売機図書類等販売業者は、指定図書類、指定テープ類又は指定がん具刃物類（以下「指定図書類等」という。）を自動販売機に収納してはならない。

2 自動販売機図書類等販売業者は、自動販売機に現に収納されている図書類等について、第10条第1項（第10条の2第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は前条第1項の規定に基づく指定があったときは、当該指定のあった図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、指定図書類等が自動販売機に収納されているときは、自動販売機図書類等販売業者に対し、当該指定図書類等の撤去を命ずることができる。

4 [略]

(自動販売機図書類等管理者の設置等)

第11条の2 自動販売機図書類等販売業者は、図書類等（がん具刃物類にあつては、第3

プ類販売業者等）」と、「指定図書類」とあるのは「指定テープ類」と、同条第5項中「閲覧しないように」とあるのは「視聴しないように」と、同条第6項及び第8項中「前項」とあるのは「第10条の2第3項において準用する前項」と、同条第9項中「第7項」とあるのは「第10条の2第3項において準用する第7項」と、同条第10項中「第1項の規定に基づく指定及び第8項の規定に基づく公表」とあるのは「第10条の2第3項において準用する第1項の規定に基づく指定及び第10条の2第3項において準用する第8項の規定に基づく公表」と読み替えるものとする。

(不健全ながん具刃物類の指定及び販売の制限等)

第10条の3 [略]

2・3 [略]

4 第10条第10項の規定は、がん具刃物類に準用する。この場合において、同項中「第1項の規定に基づく指定及び第8項の規定に基づく公表」とあるのは、「第10条の3第1項の規定に基づく指定」と読み替えるものとする。

(自動販売機等への指定図書類等の収納の禁止)

第11条 自動販売機等業者は、指定図書類、指定テープ類又は指定がん具刃物類（以下「指定図書類等」という。）を自動販売機等に収納してはならない。

2 自動販売機等業者は、自動販売機等に現に収納されている図書類等について、第10条第1項（第10条の2第3項において準用する場合を含む。以下同じ。）又は前条第1項の規定に基づく指定があったときは、当該指定のあった図書類等を直ちに撤去しなければならない。

3 知事は、指定図書類等が自動販売機等に収納されているときは、自動販売機等業者に対し、当該指定図書類等の撤去を命ずることができる。

4 [略]

(自動販売機等管理者の設置)

第11条の2 自動販売機等業者は、図書類等（がん具刃物類にあつては、第3

ては、第3条第1項各号のいずれかに該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)を収納する自動販売機ごとに、当該自動販売機に収納する図書類等を管理する者(以下「自動販売機図書類等管理者」という。)を置かなければならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所及び自動販売機図書類等販売業者の住所と同一の市町村内に設置されている自動販売機については、この限りでない。

2 自動販売機図書類等管理者は、当該自動販売機の設置されている場所と同一の市町村内に住所を有し、かつ、当該自動販売機に収納されている図書類等について、第10条第1項又は第10条の3第1項の規定に基づく指定があったときは、当該指定のあった図書類等を直ちに撤去することができる者でなければならない。

3 自動販売機図書類等販売業者は、第1項の規定により自動販売機図書類等管理者を置いたときは、速やかに、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 自動販売機図書類等販売業者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

(2) 自動販売機の設置されている場所

(3) 自動販売機図書類等管理者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

4 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(自動販売機の設置の届出等)

第12条 図書類等を収納する自動販売機を設置しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 自動販売機を設置する者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表

条第1項各号のいずれかに該当するものに限る。以下この条及び次条において同じ。)を収納する自動販売機等ごとに、当該自動販売機等に収納する図書類等を管理する者(以下「自動販売機等管理者」という。)を置かなければならない。ただし、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所及び自動販売機等業者の住所と同一の市町村内に設置されている自動販売機等については、この限りでない。

2 自動販売機等管理者は、当該自動販売機等の設置されている場所と同一の市町村内に住所を有し、かつ、当該自動販売機等に収納されている図書類等について、第10条第1項又は第10条の3第1項の規定に基づく指定があったときは、当該指定のあった図書類等を直ちに撤去することができる者でなければならない。

(自動販売機等の設置の届出等)

第12条 図書類等を収納する自動販売機等を設置しようとする自動販売機等業者は、自動販売機等ごとに、当該自動販売機等を設置する日の10日前までに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

(1) 自動販売機等業者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏

者の氏名)及び住所

(2) 自動販売機を設置する場所

(3) 自動販売機図書類等販売業者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

(4) [略]

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機の使用を廃止したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

4 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機を設置したときは、速やかに、当該自動販売機の前面の見やすい箇所に第1項第1号及び第3号に掲げる事項その他規則で定める事項を表示しなければならない。

5 前各項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置される自動販売機については、適用しない。

## 第13条 削除

名)及び住所

(2) 自動販売機等を設置する場所並びにその場所の提供者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

(3) 自動販売機等管理者の氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)及び住所

(4) [略]

2 前項の規定による届出をした者は、その届出に係る事項に変更があったとき又はその届出に係る自動販売機等の使用を廃止したときは、その変更があった日又はその廃止の日から15日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出をした者は、その届出に係る自動販売機等を設置したときは、その設置の日から10日以内に、当該自動販売機等の前面の見やすい箇所に同項第1号及び第3号(前条第1項ただし書に規定する自動販売機等にあっては、第1項第1号)に掲げる事項を表示しなければならない。

4 前項の規定は、第2項の規定による変更の届出をした者について準用する。この場合において、前項中「その設置の日から」とあるのは、「前項の規定による届出をした日から」と読み替えるものとする。

5 前各項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所に設置される自動販売機等については、適用しない。

(自動販売機等への図書類等の収納の制限される区域)

第13条 自動販売機等業者は、次に掲げる施設の敷地の周囲200メートル以内の区域に設置する自動販売機等には、その内容の全部又は一部が第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる図書類等を収納しないように努めなければならない。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除

(是正措置の要請及び公表)

第16条 [略]

2 [略]

3 第10条第11項の規定は、前項の規定に基づく公表について準用する。  
(深夜連れ出し等の制限)

第17条 [略]

2 [略]

く。)及び同法第82条の2に規定する専修学校(高等課程に限る。)

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設

(3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館  
(是正措置の要請及び公表)

第16条 [略]

2 [略]

3 第10条第10項の規定は、前項の規定に基づく公表について準用する。  
(深夜連れ出し等の制限)

第17条 [略]

2 [略]

3 深夜に営業を行う者及びその代理人、使用人その他の従業員は、深夜に、  
正当な理由なく当該営業に係る施設内又は敷地内にいる青少年に対し、帰宅  
を促すように努めなければならない。  
(深夜における施設への立入制限)

第17条の2 次に掲げる施設の営業を行う者及びその代理人、使用人その他の  
従業員は、当該施設に深夜において青少年を立ち入らせてはならない。

(1) 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて  
歌唱を行わせる施設

(2) 個室を設け、当該個室において客に主に図書類の閲覧、テープ類の視  
聴又はインターネットの利用を行わせる施設(図書館法第2条第1項に規  
定する図書館を除く。)

2 前項各号に掲げる施設の営業を行う者は、深夜において営業を行う場合は、  
当該施設の入口の見やすいところに、規則で定めるところにより、深夜にお  
ける青少年の入場を禁止する旨の掲示をしなければならない。  
(質受け及び古物買受け等の制限)

第17条の3 質屋営業法(昭和25年法律第158号)第1条第1項に規定する質

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第18条 [略]

(審議会への諮問)

第19条 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第1号及び第4号について緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

屋営業を営む者は、青少年から物品（有価証券を含む。）を質に取って金銭を貸し付けてはならない。

2 古物営業法（昭和24年法律第108号）第2条第2項第1号に規定する営業を営む者は、青少年から古物を買受け、若しくは古物の販売の委託を受け、又は青少年と古物を交換してはならない。

3 前2項の規定は、当該青少年が保護者の委託を受け、又はその承諾を得たと認められる場合その他正当な理由があると認められる場合は、適用しない。  
(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第18条 [略]

(入れ墨を施す行為等の禁止)

第18条の2 何人も、医療行為その他正当な理由がある場合を除き、青少年に対し、入れ墨を施し、若しくは受けさせ、又はこれらの行為を周旋してはならない。

(場所の提供等の禁止)

第18条の3 何人も、次に掲げる行為が青少年に対してなされ、又は青少年がこれらの行為を行うことを知って、場所を提供し、又はその周旋をしてはならない。

(1) みだらな性行為若しくはわいせつな行為又はこれらの行為を教え、若しくは見せる行為

(2) 医療行為その他正当な理由がある場合を除き、入れ墨を施す行為

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤を不法に使用する行為

(4) 毒物及び劇物取締法施行令（昭和30年政令第261号）第32条の2に規定する物をみだりに摂取し、又は吸引する行為

(審議会への諮問)

第19条 知事は、次に掲げる行為を行おうとするときは、あらかじめ岩手県青少年環境浄化審議会の意見を聴かなければならない。ただし、第1号及び第4号について緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

(1)・(2) [略]

(3) 第10条第8項の規定に基づく公表

(4) 第10条第9項の規定に基づく命令

(5) [略]

2 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 第10条第8項(第10条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく公表

(4) 第10条第9項(第10条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく命令

(5) [略]

2 [略]

### 第3章の2 インターネット利用環境の整備

第19条の2 保護者及び学校の関係者その他青少年の健全な育成に携わる者は、青少年がインターネットを利用するに当たっては、その内容の全部又は一部が第10条第1項各号のいずれかに該当すると認められる情報その他の青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる情報（以下「有害情報」という。）を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

2 インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を公衆の利用に供する者は、当該端末設備を青少年の利用に供するに当たっては、フィルタリング（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択することができる仕組みをいう。以下同じ。）の機能を有するソフトウェアの活用その他適切な方法により、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように努めなければならない。

3 特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成13年法律第137号）第2条第3号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、その役務の提供を行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(設置)

第20条 前条第1項各号に掲げる事項について調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県青少年環境浄化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(立入調査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

(1)～(5) [略]

2・3 [略]

第29条 第18条第1項又は第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第18条第3項の規定に違反した者は、30万円以下の罰金に処する。

3 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第6項又は第10項の規定に違反した者

(2) 第10条の2第2項又は第10条の3第3項の規定に違反した者

4 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第9項又は第11条第3項の規定に基づく命令に違反した者

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者は、その端末設備の販売又は貸付けを行うに当たっては、有害情報を青少年が閲覧し、又は視聴することがないように、フィルタリングに係る情報その他必要な情報を提供するように努めなければならない。

(設置)

第20条 第19条第1項各号に掲げる事項について調査審議させるため、知事の諮問機関として岩手県青少年環境浄化審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(立入調査等)

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、営業時間内において次に掲げる場所に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問させることができる。

(1)～(5) [略]

(6) 第17条の2第1項各号に掲げる施設

2・3 [略]

第29条 第18条から第18条の3までの規定に違反した者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

2 第10条第3項、第10条の2第2項、第10条の3第3項又は第11条第1項の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

3 第10条第9項(第10条の2第3項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定に基づく命令に違反した者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第12条第1項又は第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第17条第2項、第17条の2第1項又は第17条の3第1項若しくは第2項の規定に違反した者

(2) [略]

5 第18条の規定に違反した者は、青少年であることを知らないことを理由として第1項又は第2項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

(3) [略]

5 第12条第3項（同条第4項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による表示をしなかった者は、10万円以下の罰金に処する。

6 第18条又は第18条の2の規定に違反した者は、青少年であることを知らないことを理由として第1項の規定による処罰を免れることができない。ただし、過失のないときは、この限りでない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の青少年のための環境浄化に関する条例（以下「改正前の条例」という。）第11条の2第3項及び第12条第1項の規定によりされた届出（当該届け出た事項の変更に係る届出を含む。）は、この条例による改正後の青少年のための環境浄化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第1項の規定によりされた届出とみなす。この場合における同条第3項の規定の適用については、同項中「その設置の日から10日以内に」とあるのは、「平成19年10月31日までに」とする。

3 この条例の施行の際現に改正後の条例第4条に規定する自動販売機等を設置している同条に規定する自動販売機等業者（改正前の条例第11条の2第3項及び第12条第1項の規定による届出（当該届け出た事項の変更に係る届出を含む。）をしている者を除く。）は、改正後の条例第12条第1項に規定する自動販売機等を設置しようとする自動販売機等業者とみなして、同条の規定を適用する。この場合において、同条第1項中「当該自動販売機等を設置する日の10日前までに」とあり、及び同条第3項中「その設置の日から10日以内に」とあるのは、「平成19年10月31日までに」とする。

4 この条例の施行の日から起算して10日を経過する日までに改正後の条例第4条に規定する自動販売機等を設置しようとする同条に規定する自動販売機等業者に対する改正後の条例第12条第1項の規定の適用については、同項中「当該自動販売機等を設置する日の10日前までに」とあるのは、「平成19年10月10日までに」とする。

5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。